

入札公告



下記のとおり一般競争入札に付します。
令和元年8月16日

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長
日下部 英紀



記

1. 契約担当等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

消費者庁総務課長 日下部 英紀

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 数量等 入札説明書による。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日
- (6) 入札方法等 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札者は、技術等提案書及び入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)を提出すること(入札金額は総額を記入すること)。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に令和元年9月30日までに行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については当該金額の8パーセントに相当する額を、同年10月1日以降に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については10パーセントに相当する額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の令和元年9月30日までに行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については当該金額の108分の100に相当する金額を、同年10月1日以降に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については110分の100に相当する金額の合計額を入札書に記載すること。
- (7) 電子入札システムの利用 本件は電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03(平成31・32・33)年度内閣府所管競争参加資格審査(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のA又はBの等級に格付けされた者であること。
- (4) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4. 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

所在地 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁総務課管理室契約係

電話番号 03-3507-8800(内線2424)

5. 入札説明会の日時及び場所

なし

6. 技術等提案書等の提出期限及び場所

- (1) 提出期限 令和元年9月9日(月)正午
- (2) 提出場所 消費者庁総務課管理室契約係

7. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 郵送による入札の締切 令和元年9月19日(木)正午
- (2) 入札・開札 令和元年9月19日(木)午後3時 消費者庁入札室

8. 入札保証金及び契約保証金

免除

9. 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

10. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち必須とされた項目をすべて満たしている提案をした入札者のなかから、入札説明書で定める総合評価の方式をもって落札者を決定する。

11. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12. その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

(アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査)

本調達案件は、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能を利用した入開札手続きを取る。また、紙による入開札手続きを取ることも可能とする。

<https://www.geps.go.jp/>

目次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等及び技術等提案書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等を交付する場所
6. 入札説明会の日時及び場所
7. 入札に当たっての注意点
8. 郵便による入札書等の受領期限
9. 入札・開札執行の日時及び場所
10. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
11. 入札保証金及び契約保証金
12. 入札及び開札
13. 入札の無効
14. 契約書作成の要否及び契約条項
15. 落札者の決定方法
16. 再度入札
17. その他
18. アンケート調査への御協力依頼
19. 問い合わせ先

別記様式	1	入札書
別記様式	2	委任状
別記様式	3	契約書(案)
別	紙	仕様書
別 添	1	技術等提案要領
別 添	2	暴力団排除に関する誓約事項
別 添	3	入札に関するアンケート

入札説明書

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 日下部 英紀
- (2) 所属する部局 消費者庁総務課
- (3) 所在地 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量等 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行場所 別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日～令和2年3月31日

3. 競争の方法

一般競争入札（総合評価落札方式）による。

4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03（平成31・32・33）年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA又はBの等級に格付けされた者であること。
- (4) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

5. 入札書等及び技術等提案書等の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等を交付する場所

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁総務課管理室契約係

6. 入札説明会の日時及び場所

なし

7. 入札に当たっての注意点

入札に当たっては、技術等提案要領に記載された要求書類を、令和元年9月9日(月)正午までに、消費者庁総務課管理室契約係に提出しなければならない。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により資料等を提出する場合は、該当システムで定める技術等提案書等の提出手続きにより、上記期限までに提出すること。

審査の結果は、同年9月13日（金）までに、技術等提案書等を提出した全社に連絡する。なお、同提案書等の審査の結果、入札を認めない場合がある。

8. 郵便による入札書等の受領期限

令和元年9月19日（木） 正午

（入札書等を郵送したときは、契約係までその旨連絡すること）

ただし、入札書を持参するときは開札の日時までとする。

9. 入札・開札執行の日時及び場所

令和元年9月19日（木） 午後3時

消費者庁入札室（中央合同庁舎第4号館7階）

当日入札に参加する者は、午後2時55分までに消費者庁総務課管理室（中央合同庁舎第4号館7階703号室）に集合のこと。

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札の場合には、上記の執行日時までに当該システムに定める手続きに従い、入札書を提出しなければならない。

通信状況により、執行時刻までに電子調達システム（政府電子調達（G E P S））に入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能を用いて提出する場合には、7. の技術等提案書等もシステムを利用して提出しておく必要があるため、注意すること。技術等提案書等の合否判定が終了しないとシステム上に入札書の登録ボタンが表示されないため、消費者庁から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。（技術等提案

書等が多量の場合は、技術等提案書等をいったん紙媒体で提出のうえ、技術等提案書等の受領期限までに送り状（紙媒体で提出したことを記した書面（様式自由））を、システムを利用して提出することも可とする。）

10. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

12. 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、本説明書及び契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において本説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

また、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札参加者は、電子入札・開札システム操作説明書を熟読の上、入札しなければならない。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者の入札金額は、総価をもって行い、契約履行に要する一切の諸経費を含むものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に令和元年9月30日までに行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については当該金額の8パーセントに相当する額を、同年10月1日以降に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については10パーセントに相当する額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の令和元年9月30日までに行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については当該金額の108分の100に相当する額を、同年10月1日以降に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については110分の100に相当する額の合計額を入札書に記載すること。
- (4) 入札参加者は、入札書（別記様式1）を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札する場合は、当該システムにより、提出することとする。

- (5) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載して、封印のうえ、公告に示した日時までに消費者庁総務課管理室契約係に提出しなければならない。
 - ・ 入札金額（本説明書12. (2)及び(3)参照）
 - ・ 件名
 - ・ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（代理人等をして入札させるときは、その代理人等の所属する法人名、代理人等の氏名及び押印）
- (6) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (7) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別記様式2）を提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (9) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別添2）に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。
- (11) 入札参加者は、技術等提案書提出時に、資格審査結果通知書の写しを提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札する場合は、当該システムで定める申請・承認の手続きをすることでこれに代えることができる。

- (12) 開札は、入札参加者の立会いの下で行う。ただし、入札参加者で出席しない者がいるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

13. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 本説明書 1 2. (5) に掲げる事項の記載のない入札書
- (4) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2 通以上提出された入札書
- (8) 本説明書 1 2. (8) に違反した入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

1 4. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、契約書（案）（別記様式 3）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の令和元年 9 月 3 0 日までに行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については当該金額の 1 0 0 分の 1 0 8 に相当する金額、同年 1 0 月 1 日以降に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については 1 0 0 分の 1 1 0 に相当する金額の合計額とする。なお、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

1 5. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定については、予算決算及び会計令第 7 9 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、技術等の要求要件のうち必須とされている項目の最低限の要求要件をすべて満たしている者のなかから、総合得点（入札価格に対する得点及び技術等の評価に対する得点の合計）が最も高い者を落札者とする。

入札価格に対する得点とは、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減

じて得た値に入札価格に対する得点配分（技術等の要求要件のうち履行体制等の価格と同等に評価できる項目の得点配分と等しい）を乗じて得た値とする。

技術等の評価に対する得点とは、技術等評価表に基づき得られた値とする。

(2) 前号の場合において総合得点が最も高い者が2人以上あるときは、直ちにシステムにおいて「電子くじ」を実施し落札者を決定する。

①システムによる入札者又はその代理人等は、システムで入札書を提出する際に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力する。

②紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。電子くじ番号の記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札に関係のない職員が電子くじ番号を代わって決定する。

(3) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び総合得点を口頭で通知する。また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））による入札参加者には開札結果通知書を送信する。

16. 再度入札

(1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をするものとする。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））においては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに、当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。

(2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

17. その他

(1) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。

(2) 確認の対象となる入札者は入札理由、入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

(3) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書（種類別の単価及び金額）を作成し、支出負担行為担当官あてに提出すること。

- (4) 入札参加業者名、入札金額及び総合得点については、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））上で公表することとする。
- (5) 不明な点は下記19. に問い合わせることとし、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））の質問回答機能は使用しないこと。

18. アンケート調査への御協力依頼

競争性が一層確保されるよう今後の参考とさせていただくため、入札説明書を取得し、入札に参加されなかった者を対象に入札に関するアンケート調査（別添3）の御協力を依頼するものです。より多くの方々に御協力を賜りたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

19. 問い合わせ先

- ・入札執行等について

消費者庁総務課管理室契約係

電話番号 03（3507）8800（代表） 内線2424

FAX 03（3507）9294

- ・仕様書等業務内容について

消費者庁消費者政策課

担当：上田

電話番号 03（3507）8800（代表） 内線2191

入札書

件名：アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査

入札金額 _____ 円也

入札公告及び入札説明書を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 又 は
代 理 人 等 氏 名

印

業 者 コ ー ド

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 殿

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2 金額は、算用数字（アラビア数字）で記入する。
3 代理人等が入札する場合は、上記氏名欄に当該代理人等の氏名を記入すること。
4 業者コード欄には資格審査結果通知書の10桁の業者コードを記入すること。

※任意の数字を記入すること

電子くじ番号（3桁）			
------------	--	--	--

委任状

私は、 _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査に係る入札及び見積に関する一切の件
2. 1の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印
---------	---

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 殿

(注) 代理人が入札書を直接提出する場合、**代理人使用印鑑を持参すること。**

委任状

私は、 _____ を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ・アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査に係る入札及び見積に関する一切の件

復代理人使用印鑑	印
----------	---

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 理 人 氏 名

印

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 殿

(注) 復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を持参すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官消費者庁総務課長日下部英紀（以下「甲」という。）と[団体名]〇〇〇[代表者]〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、下記条項により、アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査に係る請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

電子商取引市場が急成長しているアジア諸国における電子商取引や消費者相談等の状況を明らかにするとともに、今後国民生活センター越境消費者センター（CCJ）と連携関係の構築が望まれる欧州等現地機関を訪問し、CCJとの連携関係の構築に向けた打診・交渉等を行うことを目的とする。

（委託）

第2条 甲は、乙に対し、以下の内容で、アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託した。

1. 本件業務の名称 アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査
2. 本件業務の内容 別紙仕様書のとおり
3. 契約代金額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
4. 契約期間 契約締結日から令和2年3月31日までとする。
5. 履行期限 別紙仕様書のとおり
6. 契約履行場所 別紙仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）第29条の9に規定する契約保証金の納付は免除する。

（通知義務）

第4条 乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、甲に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならない。

- ①氏名、法人の名称又は商号の変更
- ②振込先指定口座の変更
- ③代表者の変更
- ④本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の書面による事前の承諾を得ずに第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供させてはならない。

- 2 乙が本契約に基づく全ての給付を完了する前に、乙が、本契約により生ずる債権を譲受人（以下「丙」という。）に対して譲渡するにあたり、甲が、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する承諾をする場合にあつては、甲は次の各号に

掲げる事由その他乙に対して対抗することができた事由について異議をとどめるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権と譲渡対象債権とを対当額で相殺する権利を留保する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権の全部又は一部を甲の書面による事前の承諾を得ずに第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供させてはならないこと。
- (3) 債権譲渡後に甲及び乙の協議のみにより、納品先の変更、契約金額の変更その他本契約の内容の変更を行う場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 乙が丙に対して債権の譲渡を行った場合において、甲の契約代金の支払の効力は、官署支出官消費者庁総務課長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託等の制限）

第6条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（以下「再委託」という。）。ただし、業務の根幹に関わらない印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託は、承認を要しない（個人情報を取り扱う業務を除く。）ものとする。

- 2 甲の指定する方法により事前の承認を受けた場合に限り、乙は第三者（以下「再委託先」という。）に対して本件業務を再委託することができる。
- 3 再委託先が、更に第三者（以下「再々委託先」という。）に対して、本件業務の全部又は一部を委任し又は請け負わせる必要が生じた場合（以下「再々委託」という。）、乙又は再委託先は、再々委託先の氏名又は名称、住所及び再々委託先の業務範囲等について、甲の指定する方法により報告して甲の事前の承認を受けなければならない。
- 4 再委託又は再々委託の業務内容を変更する必要が生じた場合も前二項と同様とする。
- 5 第2項及び第3項の規定により甲が承認した場合には、乙は、本件業務に関して乙が甲に対して負う義務を再委託先及び再々委託先にも遵守させる責を負うものとし、再委託先及び再々委託先の行為は乙の行為とみなし、乙はその責任を負うものとする。

（相殺）

第7条 甲は、本契約その他の契約等に基づき、乙、再委託先又は再々委託先（以下「乙等」という。）に対して負担する債務と、本契約その他の契約等に基づき甲が乙等に対して有する債権とを、その債権債務の期限如何を問わず、いつでもこれを対当額において相殺できる。

（監督）

第8条 乙等は、本件業務の履行の状況に関して、甲からの請求があったときには、直ちに、甲の指定する事項について甲の指定する方法により報告しなければならない。

- 2 甲は、本契約の適正な履行を確保するため法第29条の11第1項の規定に基づき甲又は甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）をもって乙等に対する監督を行い又は必要な指示をすることができるものとする。
- 3 乙等は、前項の監督又は指示に従わなければならない。
- 4 監督職員は、乙等の事務所又は営業所等に立ち入り、本件業務の品質等を維持するために必要な事項につき検査することができる。
- 5 前項により、監督職員が改善の必要性を認識し、乙等に対して改善を要求した事項については、乙等は、直ちにその要求に従わなければならない。

（検査）

第9条 乙等は、本件業務の終了に当たりその旨を甲に報告し、法第29条の11第2項の規定に基づき甲又は甲の指定した職員(以下「検査職員」という。)による検査(立入検査等を含む。)を受けなければならない。

2 検査職員は、前項の報告を受けたときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。

3 第1項の規定による検査の結果不合格となったものが生じた場合には、乙等は、検査職員の指定した期限までに補修、交換等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の検査に要する費用は、乙等の負担とする。

(検査結果の通知)

第10条 甲は、前条の規定による検査が終了したものと判断したときは、速やかに乙にその旨を通知する。

(契約代金の支払時期及び支払方法)

第11条 乙は、前条による通知を受けたときは、仕様書で定める精算を必要とする費目について、精算書類(領収書等)を添付して、速やかに、甲に提出し、甲の確認を求めなければならない。

2 甲は、第1項の規定による精算書類の提出があった場合には、これを速やかに検査の上、契約金額の範囲内において業務終了後に契約金額を精算することにより、支払金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。

3 乙は、第9条の検査に合格し、前項に基づく通知を受けたときは、請求書により支出官に対して代金を請求するものとする。

4 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

5 支出官は、乙に対し、当該代金を乙の指定する振込口座に振り込んで支払う。

(支払遅延利息)

第12条 支出官は、前条第4項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、約定の支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に年利2.70%を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(業務の遅延)

第13条 乙は、甲の指定する履行期限内に業務を終了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し、遅滞の理由及び終了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けらるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったとき、審査の結果、履行期限後に終了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限延長を認めることができるものとする。ただし、遅延の理由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその理由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、契約履行未済金額に年利5.00%を乗じて得た金額とする。

(解除)

第14条 乙等が以下の各号のいずれかに該当した場合又は不正行為(第15条に規定する不正行為を除く。)があったときは、甲は、乙から契約金額の100分の10を違約金として徴収し

て、催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも違約金は損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

- ①本契約（仕様書の事項を含む。）の一つにでも違反したとき
- ②監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
- ③差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
- ④破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立てがなされたとき
- ⑤自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- ⑥合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
- ⑦災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- ⑧その他資産、信用又は支払能力に重大な変更が生じたとき
- ⑨甲に対する詐術その他の背信的行為があったとき
(談合等の不正行為)

第15条 談合等の不正行為に関する契約条項については、「談合等の不正行為に関する特約条項」（別添1）を遵守するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が前条の規定に基づく違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.00%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、解除、解約又は本契約（仕様書の事項を含む。）に違反することにより、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第18条 第10条に規定する検査通知がなされる以前に、甲の責めに帰さない事由により、成果物その他本契約の対象物に生じた滅失、毀損及び価値減少等の損害は、全て乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第19条 成果物その他本契約の対象物の引渡後、第9条による検査においては容易に発見することができなかつた瑕疵が成果物その他本契約の対象物について発見されたときは、甲は、引渡時から1年以内に限り、乙に対し、相当の期限を定め代品の納入を請求し又は代品の納入に代えてその損害賠償を請求できるものとする。

(守秘義務)

第20条 乙等又はそれらの使用人は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき甲から開示された情報その他本件業務の履行上知り得た情報を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の守秘義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ①公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点で保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実
(個人情報取扱い)

第21条 本件業務の履行上知り得た個人情報がある場合は、「保有個人情報の取扱いに関する特約条項」(別添2)を遵守するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第22条 本契約に基づく業務遂行の過程で行われた発明、創作、考案等又は作成されたプログラムその他の成果物その他本契約の対象物によって生じた特許権、実用新案権、意匠権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、その他の知的財産権等の権利一切を消費者庁に譲渡するものとする。また、乙は著作者人格権を一切行使しないものとし、第三者に対して行使させないものとする。

(解約)

第23条 甲は、本契約有効期間中といえども、1か月前までに書面をもって乙に対して通知することにより、本契約を解約することができる。

(契約終了後の処理)

第24条 乙等は、本契約が終了した場合、本契約に基づいて甲から提供された文書、データ類及びこれらが記録された電子媒体等を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄または利用不可能な状態とするものとし、返還ないし破棄又は利用不可能な状態とした内容について甲の指定する方法により甲に報告する。

(第三者に対する損害)

第25条 乙等が、本契約の履行上、乙等の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、乙等は自らの費用及び責任において損害を賠償し、甲には何ら迷惑又は損害を及ぼさないものとする。ただし、その処理については、甲及び乙等の協議の上行うものとする。

2 乙等は、本契約の終了後においても、前項に定める賠償責任を免れることはできないものとする。

(反社会的勢力排除)

第26条 反社会的勢力排除に関する契約条項については、「反社会的勢力排除に関する条項」(別添3)を遵守するものとする。

(紛争の解決)

第27条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙誠実に協議の上決定するものとする。

(補則)

この契約を締結する証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都千代田区霞が関3-1-1
支出負担行為担当官
消費者庁総務課長
日下部 英 紀

乙 住所
団体名
代表者職名
氏 名

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
消費者庁総務課長 宛て

住所
受託業者名
代表者名 印

「アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査」に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、以下のとおり申請します。

記

委託先名	住所 氏名又は名称 代表者名
委託する必要性	
委託先の業務内容	

委託先が 取り扱う情報	
委託先における安全 性及び信頼性を確保 する対策並びに委託 者に対する管理及び 監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること)
委託金額	

別添 1

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙等が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じないこととした旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙等又は乙等の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項、90条1号若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙等の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙等又は乙等の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じないこととする旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙等又は乙等の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項及び第6項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (2) 前項3号の規定する刑の確定において、乙等が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙等が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

別添2

保有個人情報の取扱いに関する特約条項

(個人情報に関する秘密保持の義務)

第1条 乙等は、個人情報に関する秘密保持の義務を負う。個人情報を第三者へ提供するなど漏えい等が発生することのないよう管理しなければならない。

(再委託の制限又は条件に関する条項)

第2条 乙等は、甲が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。

再委託する場合にあっては、乙等は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の複製等の制限に関する事項)

第3条 乙等は、契約業務に必要な範囲を超えて個人情報の加工、利用、複写、複製等をしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項)

第4条 乙等は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合は、直ちに甲へ報告するとともに、甲の指示に従わなければならない。

(委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項)

第5条 乙等は、業務終了後すみやかに個人情報の消去及び媒体の返却を行わなければならない。なお、個人情報の消去の方法について甲へ報告するものとする。

(違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項)

第6条 甲は、乙等が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

(責任者等の管理体制等に関する事項)

第7条 乙等は、甲の求めがあった場合には、乙等における責任者等の管理体制等、乙等における個人情報の管理の状況を把握するために甲が指定する事項を書面で甲に報告しなければならない。

反社会的勢力排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）であるとき
- (2) 役員等が、反社会的勢力の経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的にその維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙等が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害し、信用又は名誉を毀損する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前二条各号のいずれかに該当しうる者（以下「解除対象者」という。）を再委託先及び再々委託先（以下「再委託先等」という。）としないこと並びに解除対象者を乙等が本契約に付随して個別に契約する場合の相手方としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じな

いときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額)の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再委託先等が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等にこれを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕様書

1. 件名

アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査

2. 経緯

我が国の越境消費者トラブルに係る相談への取組は、「国民生活センター越境消費者センター(CCJ)」の運営により一定の成果を挙げている。令和元年6月時点において、CCJは北米、アジアを中心として13の海外消費者相談機関等と連携関係を構築している。一方、ECC-Netをはじめ、域内での消費者保護の取組が進む欧州諸国との連携関係は極めて限定的であり、今後の関係構築の拡大が望まれるところである。そして、アジアにおいても未だ連携関係を構築できていない国も多くあり、アジア諸国との連携強化・拡大も引き続き重要である。

3. 目的

本調査では、電子商取引(EC)市場が急成長しているアジア諸国における電子商取引(EC)や消費者相談等の状況を明らかにするとともに、今後CCJと連携関係の構築が望まれる欧州等現地機関を訪問し、CCJとの連携関係の構築に向けた打診・交渉等を行うことを目的とする。

4. 調査内容

(1) 文献調査

次のとおり、国内外の文献調査を実施し、その結果を報告書にまとめる。また、主なポイントを分かりやすくまとめた概要版報告書も作成する。なお、調査項目については、消費者庁と協議の上で決定する。

① アジア主要国(中国、インド等)での越境消費者相談体制

※上記国名はあくまで例示であり、より良い取組を行っている他国にて提案いただくことを妨げるものではない。

- EC市場の各国規模・法整備等の概要
- 各国の消費者相談機関の概要・取組

② 対象国(ギリシャ、デンマーク、インドネシア)の状況調査

ア) 電子商取引(EC)について

<消費者保護法制等>

- 消費者保護法制の概要(表示規制、クーリングオフ等)
- 違反した事業者への処分・罰則、処分権者等

- 違反を発見した際の通報先、通報方法
- 消費者が契約取消・無効を主張できる事例、方法¹

<主な電子商取引(EC)サイト>

- 主なショッピングモール、オンライン旅行予約サイト又はオンラインチケット販売サイトの名称、特徴、利用条件、対応言語等²
- 上記の電子商取引(EC)サイトにおける消費者保護プログラム³

<第三者認証>

- 主な第三者認証(トラストマーク)機関の名称⁴、特徴、発行枚数等
- 審査、認証基準
- 上記の機関における紛争解決プログラム

イ) 消費者相談について

- 消費者相談法制の概要
- 主な消費者相談機関の名称、概要、体制等⁵
- 処理権限(あっせん、指導等)、ADR機関との棲み分け
- オンライン相談への対応状況(メール、チャット等)
- 処理実績、処理事例⁶
- 越境消費者相談の体制、実績、処理事例等

ウ) 消費者相談におけるODR実施状況について

※本項目のみ、ECルール整備の機運が高まってきている点等あり、調査対象3カ国に加え、アメリカ、EU、ASEANも調査対象とする(海外訪問は要しない。)

- ODRを実施している消費者相談機関の名称、概要、体制等
- 実施しているODRの仕組み
- 実施しているODRの実績
- 当該国又は地域におけるODRの普及状況及び今後の展望

¹ 具体的に想定される主な事例(虚偽表示、商品返品、解約等)を網羅すること。例えば、商品返品の事例について、クーリングオフの適用条件を明らかにしつつ、具体的な通知文書の書き方等を解説するなど。

² 国毎に日本人の利用者が多いと思われるサイト又は同国内の大手サイトから2~3サイト程度に絞って調査すること。

³ 実際のサイト画面等を示しつつ、その利用方法を解説すること。

⁴ ワールド・トラストマーク・アライアンス(WTA)の加盟機関を含むこと。

⁵ 民間機関も含む。調査機関の位置づけ(政府機関か、消費者相談機関か、業界団体等か)及び運営状況(ECC-Net業務以外に国内の相談対応等の独自業務を行っているか、予算をどこから得ているか等)は必ず確認すること。

⁶ 処理事例はEC関連トラブルを含むこと。

(2) 海外機関への訪問

次のとおり、海外機関への訪問を実施する。訪問機関は上記(1)を踏まえつつ、消費者庁と協議の上で決定する。なお、訪問後は速やかに議事概要を作成する。また、訪問結果は上記(1)の報告書に反映させる。

① 訪問国(3ヶ国)

ギリシャ、デンマーク、インドネシア

② 訪問機関

訪問国毎に、消費者相談機関、政府機関等から2機関以上(合理的な理由がある場合は1機関でも可)

③ 主な訪問内容

- 上記(1)で調査した内容について、訪問機関へのヒアリングにより追加的、補足的な情報を収集すること。
- 訪問機関に対して、我が国の越境消費者トラブルに係る相談への取組(CCJ等)について、取組背景、仕組み、実績等をレクチャーする。
- その上で、将来的に CCJ が当該機関と覚書(MOU)を締結する可能性を前提に、消費者庁の指示の下で、連携関係構築に向けた必要な打診・交渉等を行う⁷(カウンターパートの設置等)。

<留意点>

- ✓ 受注者の主任研究員又は研究員(1名以上)が訪問することを要する。
- ✓ 原則として、ヒアリング時における訪問機関へのレクチャー及び打診・交渉等は受注者において実施すること。
- ✓ 調査対象国が近隣にある場合、一度の出張で実施しても構わない。
- ✓ 受注者は訪問機関にアポイントメントを取り、調査協力依頼、日程調整等を行う。
- ✓ 受注者は、ヒアリングにおける質問項目を作成し、内容について消費者庁職員の了解を得た後、海外訪問の前に、訪問機関に送付する。
- ✓ 使用言語が日本語、英語以外の場合は通訳を同席させること。
- ✓ 謝金支払いが必要となった場合には、受注者がその支払いを行う。
- ✓ 各国の滞在日数は1~2日程度を目安とする。
- ✓ 海外訪問に消費者庁職員が同行する場合、旅程、手配すべき飛行機、列車、

⁷ 具体的には訪問前に消費者庁、国民生活センター及び CCJ と十分に打合せをすること。

その他移動手段、宿泊先等について、消費者庁職員に時間的余裕を持って提案し、同意を得ること。(ただし、当該職員に係る旅費等の経費を負担する必要はない)。

(3)その他

上記(1)及び(2)を補足するために必要と認められる場合は、国内外の有識者等にヒアリングを実施すること。

5. 契約期間

契約締結日～令和2年3月31日

6. 成果物

(1)調査報告書(製本版) 20部

(2)調査報告書(電子版・CD-R) 2部

※調査報告書はMicrosoft Word形式により、日本語で作成し、A4版(中質紙、両面印刷、軽印刷、カラー版)で、100頁以上とする。

(3)概要版報告書(製本版) 20部

(4)概要版報告書(電子版・CD-R) 2部

※概要版報告書はMicrosoft PowerPoint形式により、日本語で作成し、A4版(中質紙、両面印刷、軽印刷、カラー版)で、30頁程度とする。図表を用いる、分かりやすい表現を用いるなど分かりやすさを重視する。

7. 成果物納入期限

すべての成果物を令和2年3月31日までに納入すること。

8. 成果物納入場所

消費者庁消費者政策課(組織改編等の場合はその後任の課に引き継ぐ。)

9. 監督職員

消費者庁消費者政策課 主査 上田 駿吏(人事異動等の場合は後任者等に引き継ぐ。)

10. 検査職員

消費者庁消費者政策課 政策企画専門官 原田祐樹(人事異動等の場合は後任者等に引き継ぐ。)

11. 連絡調整

- (1) 作業の実施に当たっては、監督職員等と連絡を密に取ることとし、最低でも月1回は作業の進捗状況について報告を行うこと。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員等に連絡し、その指示に従うこと。

12. 技術等提案等の遵守

本件は、一般競争入札・総合評価落札方式の手続きを経て行うものである。受注者は、本仕様書及び受注者が提出した技術等提案書に記載した内容を誠実に履行すること。

13. 受注者に係る条件

作業の実施に当たり、受注者は、主任研究員(業務管理者)1名、研究員1名以上で行うとともに、作業を円滑に行うために十分な体制をとること。但し、上記研究員は本事業に専任であることを要しない。

14. 留意事項

- (1) 4. (2)の海外機関への訪問にかかる航空運賃、鉄道運賃等の交通費、宿泊料等は契約金額の範囲内において精算する。精算時には領収書等、実際の支出金額が確認できる書類を提出すること。
- (2) 作業の実施に当たり、受注者は、発注者と十分に協議しながら作業を進め、その指示に従うこと。また、本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議して決定するものとする。また、本事業の実施に際して発生する事情の変更や状況の変化について、即時に機敏かつ柔軟に対応し、適切な措置をとることができる体制をとり、発注者が作業状況について報告を求めた場合には、速やかに応じること。
- (3) 受注者は、本調査の実施上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。
- (4) 本調査結果のデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、受注者は、秘密の保持に十分配慮するとともに、監督職員等の指示に従わなければならない。
- (5) 成果物として消費者庁に納入した成果物に瑕疵等が発見された場合は、受注者は修補の上、再度納品しなければならない。

- (6)本調査により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守し、その取扱いには十分に注意しなければならない。
- (7)本契約に基づく業務遂行の過程で行われた発明、創作等によって生じた特許権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)、その他の知的財産権は、消費者庁に無償で譲渡するとともに、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (8)成果物は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、消費者庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②成果物内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所を記述したリストを提出すること。
- (9)本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※1」(平成27年12月10日消費者庁訓令第38号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※1 URL: https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_caa.pdf

技術等提案要領

1. 件名

アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査

2. 提出書類

(1) 技術等提案書（様式自由）

- ① 会社名、担当者氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入すること。
- ② 提案内容は、仕様書の作業内容、技術等評価表と整合性のとれたものとする（技術等提案書には、仕様書又は技術等評価表の番号を付記し、追加提案は「追加提案」と付記すること）。
- ③ 業務内容の一部を他業者に再委託させる場合は、対象業務の範囲、再委託の必要性・合理性、再委託予定相手方の名称・住所を明記すること。

(2) 一般競争入札参加の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

3. 提出部数

- | | |
|--------|----|
| 2. (1) | 8部 |
| 2. (2) | 2部 |

4. 入札説明会

実施なし。

5. 提出期限

令和元年9月9日（月） 正午まで

6. 提出先

消費者庁総務課管理室契約係

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

7. 技術等審査結果の通知

審査結果は、令和元年9月13日（金）までに技術等提案書等を提出した全社に連絡する。合格した者は、入札説明書に従って入札手続を行うこと。

8. その他

- (1) 提出された技術等提案書等は、審査後も提出者に返却しない。
- (2) 落札の成否を問わず、技術等提案書の作成に要する費用について、消費者庁は一切負担しない。

9. 問合せ先

消費者庁消費者政策課 上田

電 話 03-3507-8800 (代表) 内線2191

F A X 03-3507-7557

○技術等評価表

件 名 アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査

得点配分 価格点：技術点 = 1 : 1 + α

評価項目	仕様書 番号	評価基準	配点		種別 A：実施体制等 B：創造性等
			()は必須項目 他は加点対象		
1. 実施方針等				2	
(1) 基本認識	全体	本件調査実施の前提となる問題意識、検討すべき課題等について適切に認識されているか。	(1)	(1)	B
(2) スケジュール	全体	仕様書に示したスケジュールを踏まえ、作業日程が提案されており、また、目的達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか。 (採点基準) ・効率性がある 1点 ・記載がない場合又は効率性に欠ける場合 0点	1	1	B
2. 文献調査の内容・方法				24	
(1) 調査項目	4. (1)	調査項目について、仕様書に示した内容を全て網羅しているか。	(1)	(1)	B
		仕様書に示した調査項目以外に、追加的な調査項目及びその選定理由・有益性が示されているか。また、当該追加項目が適切か。 (採点基準) ・追加項目が最も適切 10点 ・追加項目が適切 9～1点 ・追加項目が示されていない又は追加項目が適切でない(選定理由・有益性の記載がない又は不十分で適切かどうか判断できないものも含む。)。 0点	10	10	B
(2) 調査方法	4. (1)	調査に当たって想定される文献例及びその選定理由・有益性が示されているか。また、当該文献を選定した理由・有益性が適切か。 (採点基準) ・文献例が最も適切 10点 ・文献例が適切 9～1点 ・文献例が示されていない又は文献例が適切でない(選定理由・有益性の記載がない又は不十分で適切かどうか判断できないものも含む。)。 0点	10	10	B
		有識者ヒアリングを実施する場合に備え、具体的に想定されるヒアリング先及びその選定理由・有益性が示されているか。また、当該ヒアリング先が適切か。 (採点基準) ・ヒアリング先が最も適切 3点 ・ヒアリング先が適切 2～1点 ・ヒアリング先が示されていない又はヒアリング先が適切でない(選定理由・有益性の記載がない又は不十分で適切かどうか判断できないものも含む。)。 0点	3	3	B
3. 海外現地調査の方法・内容				20	
(1) 調査対象	4. (2)	仕様書に示した調査対象国を全て網羅しているか(ギリシャ、デンマーク、インドネシア)。	(1)	(1)	B
		各訪問国において訪問すべき海外機関及びその選定理由・有益性が具体的に示されているか。また、示されている機関・理由・有益性は適切か。 (採点基準) ・示された海外機関が最も適切 10点 ・示された海外機関が適切 9～1点 ・海外機関が示されていない又は海外機関が適切でない(選定理由・有益性の記載がない又は不十分で適切かどうか判断できないものも含む。)。 0点	10	10	B
(2) 調査項目	4. (2)	海外機関への訪問に際して、連携関係構築のために実施すべき取り組み及び追加的・補足的に聴取すべき情報の具体例が示されているか。また、当該取り組み及び具体例が適切か。 (採点基準) ・取り組み、具体例が最も適切 4点 ・取り組み、具体例が適切 3～1点 ・取り組み、具体例が示されていない又は適切でない(理由の記載がない又は不十分で適切かどうか判断できないものも含む。)。 0点	4	4	B

(3) 日程	4. (2)	海外現地調査の日程は効率的かつ実現性があるか。 (採点基準) ・調査日程が最も効率的 5点 ・調査日程が効率的 4～1点 ・調査日程が非効率又は実現性に欠ける 0点	5	5	B
4. 成果物の作成				4	
(1) 調査報告書	6. (1) (2)	調査報告書の完成イメージが示されており、閲覧者が理解しやすいように文章や構成等について工夫が示されているか。 (採点基準) ・工夫が優れている 2点 ・工夫が適当 1点 ・記載がない場合又は工夫が足りない 0点	2	2	B
(2) 概要版報告書	6. (3) (4)	概要版報告書の完成イメージが示されており、閲覧者が興味関心を持つようにデザイン等についての工夫が示されているか。 (採点基準) ・工夫が優れている 2点 ・工夫が適当 1点 ・記載がない場合又は工夫が足りない 0点	2	2	B
5. 実施体制・経験・能力				45	
(1) 組織の実施体制・経験・能力	13	調査実施のために必要な人員・管理体制が確保されているか（主任研究員1名、研究員1名以上）。	(8)	35	A
	全体	国内外の「電子商取引」、「消費者問題」及び「ODR」に関する知見を有しているか。 (採点基準) ・最も高い知見を有している事業者 10点 ・高い知見を有している事業者 9～6点 ・通常程度の知見を有している事業者 5～1点 ・記載のない事業者又は知見を有していない事業者 0点	10		A
		過去に本調査と類似の調査実績が豊富にあるか。 (採点基準) ・類似の調査実績が最も多い事業者 10点 ・類似の調査実績がかなり多い事業者 9～6点 ・類似の調査実績を有する事業者 5～1点 ・記載のない事業者又は類似の調査実績のない事業者 0点	10		A
		本調査で入手する個人情報その他機微な情報を適切に管理できる体制が整備されているか。	(7)		A
(2) 業務従事者の経験・能力	全体	業務従事者は、当該分野での高い知見を有しており、本調査の求める成果を得るに当たりの確であると認められるか。 (採点基準) ・最も的確と認められる事業者 10点 ・的確と認められる事業者 9～1点 ・記載のない事業者又は的確と認められない事業者 0点	10	10	A
6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				5	
	全体	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・1段階目（※①） 2点 ・2段階目（※①） 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画（※②） 1点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 2点 ・くるみん（新基準）（※④） 3点 ・プラチナくるみん 4点 ※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。	5	5	A

		青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。				
合 計		基礎点	(18)	100	A	50
		加 点	82		B	50

基礎点：配点のうち()付は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと不合格となる。

加 点：基礎点以外の項目は、評価基準に応じて加点対象とする。

集計方法：技術等審査会の審査員毎の採点を平均（小数点第2位未満を切捨て）して行う。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締

結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札に関するアンケート調査への御協力依頼

消費者庁総務課

消費者庁における契約事務につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁では、今後、より多くの方が入札に参加していただけるよう、競争性の一層の確保に努めようと考えております。

つきましては、今般、貴社がお取り寄せいただいた入札説明書等の案件につき、万が一、応札・応募いただけなかった場合、その理由について別紙のアンケート調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本アンケート調査へいただきました御回答については、いかなる利益又は不利益も生じませんので、忌憚の無い御意見（別葉可）を頂戴したいと思います。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

【御回答方法】

① ファックス…（FAX 番号 03-3507-9294 消費者庁総務課管理室契約係）

② 郵送…（〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1

中央合同庁舎第4号館7階 消費者庁総務課管理室契約係）

③ 持参…消費者庁総務課管理室契約係に直接御提出ください。

【アンケート調査についての問い合わせ先】

消費者庁総務課管理室契約係

03-3507-9249（内線2424）

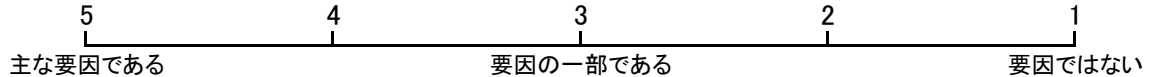
質問内容

- 応札・応募いただけなかった理由について想定した設問となっております。該当する項目について、その度合いにより、5～1のいずれかを○で囲んでください。
- 「その他」欄には、理由、ご意見等を自由にご記入願います。

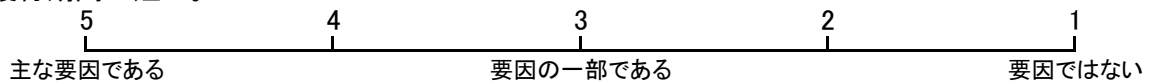
入札件名: アジア・欧州諸国における越境消費者トラブルに関する調査

(1) 応札・応募要件について

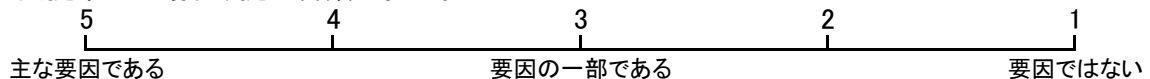
① 応札のための準備期間が短い。



② 履行期間が短い。



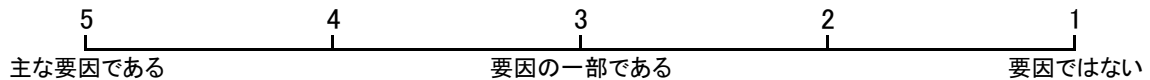
③ 企画提案型の場合、提出書類が多い。



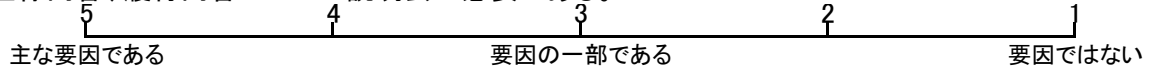
④ その他(応札・応募要件について)

(2) 仕様書等について

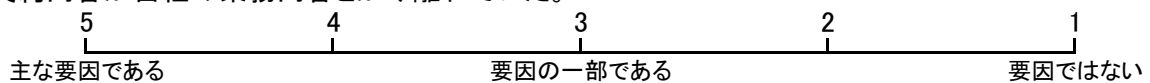
① 業務の内容が仕様書等から理解できなかった。



② 仕様内容、履行内容について説明会が必要である。



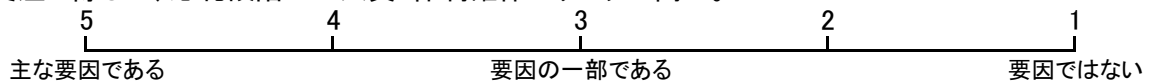
③ 契約内容が自社の業務内容とかけ離れていた。



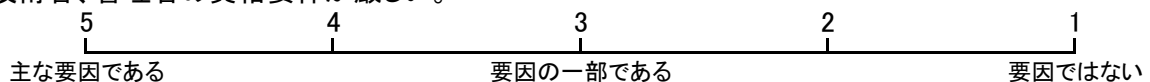
④ その他(仕様書等について)

(3) 契約条件について

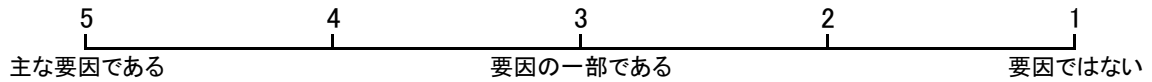
① 受注に際して、応札段階での人員・体制確保にリスクが高い。



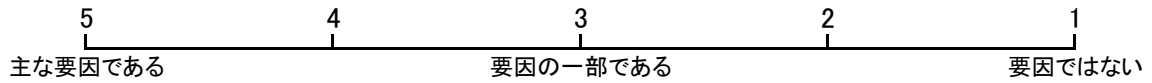
② 技術者、管理者の資格要件が厳しい。



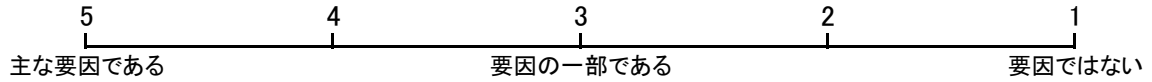
③同種事業の実績要件(過去の受注実績等)が厳しい。



④事業全体を一括で受注をしなければならないため、受注困難。



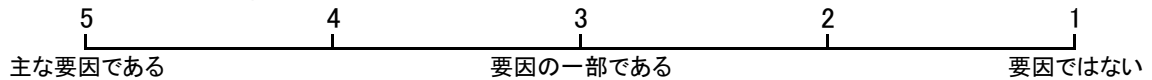
⑤再委託に係る要件が厳しい。



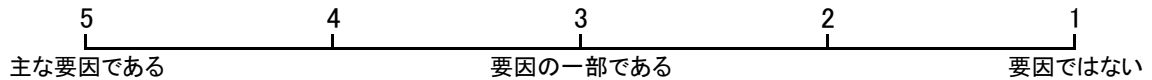
⑥その他(契約条件について)

(4) 支払条件について

①履行期限終了後の一括払いでは対応が困難。



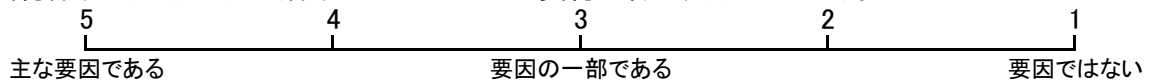
②精算手続きを伴うものは対応が困難。



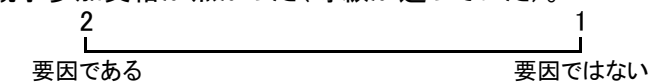
③その他(支払条件について)

(5) その他の事項

①契約件名が適切でない(件名によるイメージと契約内容が異なっていた)。



②競争参加資格が無かった(等級が違っていた)。



③その他(入札に関する改善要望などのご意見を記入ください)

差し支えなければご記入ください。

事業者名、ご担当者名

電話番号